

草野川漁業協同組合内共第 10 号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、草野川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第 10 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ・にじます・いわな・あまご及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、日券の場合は口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 11 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第 3 条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
友釣	1 本
竿釣	1 本
投網	1 張
流釣	50 針以内
穴釣	1 竿

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	漁具・漁法	期間
あゆ	友釣・投網	解禁日より9月30日まで
あまご	竿釣	解禁日より9月30日まで
いわな	竿釣	解禁日より9月30日まで
にじます	竿釣	解禁日より9月30日まで ただし、野瀬橋上流100mから同橋下流100mまでの区域（以下「濃密放流区」という。）では解禁日より12月30日まで
うなぎ	流釣・穴釣	解禁日より9月30日まで

2 前項の公表は、この組合の掲示場に掲載して公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、イ欄に掲げる漁具・漁法により、ウ欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 漁具・漁法	ウ 期間
野瀬橋上流100mから同橋下流100mまでの区域（濃密放流区）	友釣、投網、 流釣、穴釣	各解禁日より9月30日まで

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あまご	全長12cm以下
いわな	全長12cm以下
にじます	全長12cm以下
うなぎ	全長35cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒または肢体不自由者のときは、同表に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

魚種	漁場区域	漁具・ 漁法	遊漁料		
			日券	年券	
あゆ	濃密放流区を除く 漁業権漁場区域	友釣	解禁日～ 3日間 3,000円	その後 終了まで 2,500円	8,000円
		投網	日券なし		8,000円
あまご いwana にじます	濃密放流区を除く 漁業権漁場区域	竿釣	解禁日～ 3日間 3,000円	その後 終了まで 2,000円	6,000円
	濃密放流区	竿釣	2,000円		年券なし
うなぎ	濃密放流区を除く 漁業権漁場区域	流釣 穴釣	日券なし		5,000円

2 遊漁料の納付は、次の表に掲げる場所または組合が指定するオンラインシステムにおいてしなければならない。同表以外の当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、第1項に掲げる額に、網漁具の場合は2,000円以下、竿釣その他の場合は1,000円以下を加算した額とする。

名称	住所	電話番号
草野川漁業協同組合事務所 <u>その他、組合の掲示場に掲 げる場所</u>	滋賀県長浜市野瀬町 1023-10	<u>0749-51-9031</u>

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種

- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

5 遊漁者は法令に基づいて免許官庁から制限または禁止された事項は遵守しなければならない。

6 遊漁者は、組合の定める事項について遵守しなければならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻し

は、行わないものとする。